

防災都市づくり計画策定指針

1. 防災の観点で都市づくりに求められていること (様々な災害への対応)

従来の都市防災の課題は、関東大震災、阪神・淡路大震災の被害を教訓とした都市レベル、地区レベルの都市火災対策であったが、地球温暖化による降雨強度の増加、頻発するゲリラ豪雨、東日本大震災による津波による被害、南海トラフの巨大地震の懸念等を踏まえ、様々な災害に対応する都市づくりが必要になってきている。

(都市計画の目的として)

災害対策のあらゆる分野で「減災」の考え方を徹底し※、ハード・ソフトを組み合わせた災害に強い国土・地域づくりが求められている中で、都市計画の中にあらゆる自然災害による被害の抑止・軽減を目的の一つとして明確に位置づけることが不可欠である。

※中央防災会議防災対策推進検討会議においては、このような動きを「防災の主流化」として推進することとしている。

(リスク評価に基づく都市づくり)

短期的な防災対策を規定する地域防災計画と長期的な都市の将来像を示す都市計画マスタープランとは、その内容について十分な連携が図られているとは言い難い。防災部局との有機的な連携を進め、様々な災害のリスク評価に基づく都市計画とする必要がある。

(防災都市づくりの担い手としての市民)

災害対応において行政の責任は大きい一方、行政による対応には限界があり、市民一人一人が都市の災害リスクを理解していなければ自分の命は守れない。また、地区レベルの防災まちづくりにおいても、市民みんなが自分たちのまちの課題はどこにあり、どんなまちにしたいか考えたこともなければ、復興にも時間がかかる。市民も防災都市づくりの担い手であることから、計画づくりの段階から市民が参加し、自助・共助の取組等を促進する等、地域の防災力向上に努める必要がある。

2. 防災の観点から見た今後の都市づくりの方向性

(防災を明確に意識した都市づくり※)

従来地震、火災対策等を主眼に置いてきた都市づくりの対象範囲を津波・水害対策等へ拡大し、防災を明確に意識した都市づくりを計画に位置付け、都市計画の実現、市街地整備の推進を図る際に、災害に強い都市を都市の将来像の一つとし都市づくりを行うべきである。

- ・自然災害による被害の抑止・軽減が都市計画・市街地整備の目的の一つであること
- ・各地域で想定される水害等の様々な災害を考慮した災害リスクの評価に基づいた都市計画、市街地整備であること

(多様な主体との協働)

様々な災害を考慮した都市づくりの各段階において、多様な主体と協働することにより、地域防災力の向上に資する都市づくりとすべきである。

- ・水害等の様々な災害を考慮した対策の検討において、災害リスク情報の収集、対応策の役割分担に関する議論等を行うことにより、関係部局、関係機関との連携体制が構築される。
- ・災害リスク情報を整理し、市民に周知することで自助・共助の取組や被災後のまちづくりに関する議論を喚起することにより、地域の災害対応能力が向上するとともに、被災後のまちづくりに関するイメージの共有化が図られる。

※「防災の主流化」と「防災を明確に意識した都市づくり」の関係
中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告において「あらゆる行政分野において防災の観点から総点検を行い、資源を優先的に配分」することが提言されている。都市計画分野の施策はもともと防災に資するものであるが、従来その防災に資する側面が必ずしもアピールされていなかったことから、「防災の主流化」の流れの中で、「従来地震、火災対策等を主眼に置いてきた都市づくりの対象範囲を津波・水害対策等へ拡大し、防災を明確に意識した都市づくり」を推進することとする。

3. 防災都市づくり計画の策定

(計画の位置づけ)

地方公共団体は、防災を明確に意識した都市づくりを推進するため、様々な災害に対応した防災都市づくりの基本方針及び具体的施策として防災都市づくり計画を策定する。

防災都市づくり計画は、主に短期的な施策を位置付けた「地域防災計画」と主に長期的な都市の将来像を示す「都市計画マスタープラン」の間を双方向につなぐものとして位置づけられる。

(計画の策定にあたって)

都市部局は、計画の策定にあたって、防災、土木、医療・福祉、教育等の分野を所管する関連部局及び県、国等の関係機関との連携を十分に図る必要がある。

また、防災都市づくりの担い手となる市民と協働して計画を策定するとともに、策定した計画を市民の自助・共助の取組促進に活用するなど、多様な主体との連携・協働体制づくりを目指すことが重要である。(「まちづくりを担う自治体職員のための地域力による都市の安全性向上の手引き」参照)

対象とする災害としては、従来の都市防災の中心である震災対策に加え、水害、津波等の自然災害も対象とする。なお、想定される全ての災害に対応する計画を策定するほか、発生頻度や被害の規模を考慮して、優先度の高い災害対策から段階的に検討することも考えられる。

※防災都市づくり計画と地域防災計画、都市計画マスタープランの関係

地域防災計画 (災害対策基本法に基づく計画) <主に短期的な施策を位置づけ>	市民の生命、身体及び財産を災害等から守るため、 <u>防災に関する業務や対策などを定めたもの</u>
防災都市づくり計画 (平成9年都市局長通知に基づく計画)	防災という緊急課題に対応するため、 <u>災害に強い空間づくりと災害時の避難や応急活動を支える空間づくりを目的とした、防災都市づくりの基本方針及び具体的施策を定めたもの</u>
都市計画マスタープラン (都市計画法に基づく計画) <主に長期的な都市の将来像を示す>	都市及び各地域の将来の市街地像を市民に分かりやすい形で示し、地域における土地利用、施設配置、地区計画等の方向付けを行うためのもの

4. 防災都市づくり計画の記載内容

(1) 都市づくりにおいて考慮する災害リスク

地震、水害等様々な災害リスク情報を整理し、ハード対策、警戒避難対策、防災教育・訓練等との役割分担を踏まえ、都市づくりにおいて考慮する災害リスクを明確に示す。

(2) 災害リスクを考慮した都市の課題

考慮する災害リスク情報を踏まえ、防災まちづくり情報マップ等を活用することにより、都市の安全性を評価し、都市レベル／地区レベルの課題を整理する。

その際、現状において災害リスクの高い地域を抽出することに加え、未然防止の観点から、今後災害リスクが高まることが見込まれる地域等を把握することも有効である。

(3) 防災都市づくりの基本方針

防災が都市づくりの目的の一つであること、都市計画・市街地整備事業において防災を明確に意識した都市づくりを推進すること、多様な主体と協働すること等により地域防災力の向上を図ること等防災都市づくりの基本的な方針を明確に位置づける。

(4) 防災都市づくりの具体的施策

防災を明確に意識した都市づくりを推進する具体的な都市計画・市街地整備事業、災害リスク情報の提供等地域防災力の向上を図る施策を位置づける。

5. 防災都市づくり計画の活用

(1) 災害リスク情報の活用

災害リスク情報を周知することで、自助・共助の取組を促進する。

(2) 災害リスク評価を考慮した都市計画に向けて

災害リスクを考慮した都市の課題、課題を踏まえた防災都市づくりの基本方針及び具体的施策を都市計画マスタープランに反映する。

(3) 防災と都市計画の有機的な連携

防災都市づくり計画を地域防災計画に位置付け、整合を図る。

(4) 計画に位置づけられた施策の推進

都市計画において防災を明確に意識した都市づくり施策や、多様な

主体との協働により防災機能を積極的に評価した施策、地震・津波・水害等の様々な災害に効果を発揮する施策等を優先的に実施する。

(5) 連携強化の契機

計画策定を関係部局・機関との連携強化の契機とする。